

資産活用お役立ち情報 vol.5

残暑が厳しいときもありますが、少しずつ秋の気配が感じられてきました。夏の疲れが出てくる頃です。ご自愛ください。株式会社リバストでは、お客さまのご所有不動産に対する、事業企画の立案や、相続対策の支援を行っております。多くのお客さまに、資産活用部を知って戴こうと、情報発信をすることに致しました。この情報発信がお客さまの資産活用に役立てば幸いです。

●孫への教育資金贈与の非課税1,500万円を2～3年延長するとか、子供版NISAの創設検討など、高齢者の資金を活用する税制改正案がいろいろ出てきています。少し、高齢者の方がせかされているような感じがします。さて、今回は「遺言」について書きたいと思います。

遺言のすすめ 相続対策に有効

- 相続対策において、遺言を書いておくことは非常に有効です。先祖から受け継いでしっかり管理してきた財産、一生懸命働いて作ってきた財産、それをどうするかは、当然ではありますが持っている人が決めるべきことです。
- 相続争いは、本当に嫌なものです。親の財産をもらうのは当たり前、という感じで主張し合う、骨肉の争いになるというのは、とてもあさましい感じがします。渡す方がしっかり決めていないから、どのように承継させるのかの趣旨、本人の考えを伝えていないことが大きな原因です。本来は、渡す方に主導権があって欲しいところです。
- それを取り戻すのが遺言です。突然、死んでしまうこともあるので、用意できないケースもありますが、ある程度の年齢になれば、是非、書いておいて欲しいです。

やはり公正証書遺言にしておく

- ある程度、財産が特定できて分割の方針が固まり、遺言を書くことを決めたならば、やはり公正証書遺言にしておくことをお勧めします。自筆証書遺言ですと、せっかく遺言を書いたのに、不備があったために無効になったり、記載されていない財産は分割協議が必要であったり、遺産分けがスムーズに行かない可能性があるからです。
- その点、公正証書遺言は、公証人の方がしっかり作ってくれるので、無効になることはまずありません。また、できあがった遺言書の原本は相続が始まるまで公証人役場で保管しますから、破損、紛失のおそれもあります。

●公正証書遺言は、公証人役場に申込み、事前の打ち合わせを経て、次のように作成されます。

1. 証人が2人以上、立ち会う
2. 遺言者が、遺言の内容を公証人に口授する
3. 公証人が口授の内容を筆記し、遺言者と証人の前で読み聞かせる
4. 遺言者と証人が、筆記の内容が正確なことを承認し、署名押印する
5. 公証人が署名押印する

(※2,3は実際には、あらかじめ文書を作成してもらっておくことが多いです。)

●なお、証人は誰もがなれるわけではありません。推定相続人や、受遺者およびその配偶者、さらには直系血族、未成年者も、証人になることはできません。いわゆる身内はなることができない、ということです。

遺言執行者を指名しておく

- 遺言に、是非入れて欲しい内容があります。それは、遺言執行者の指名です。遺言執行者は遺言の内容を、執行者の印鑑だけで順次執行していくことができます。
- 遺言執行者がいない場合、名義を変更するのに相続人全員の印鑑や戸籍謄本が必要だったり、手続きが遅くなったり、遺言に同意していたはずなのに、印を押す段階で納得できなくなることもあります。そんなことのないように、遺言執行者を決めていた方がいいと思います。
- 遺言執行者は、未成年者および破産者以外であればなることができます。ただ、相続人が遺言執行者になると、複雑な思いを持つ人もいるかも知れません。したがって、司法書士や行政書士、あるいは私どものような、信頼できる第三者を指名しておく方が良いかも知れません。
- 今回も最後までお読みいただき、ありがとうございます。

株式会社リバスト提携税理士法人

東京メトロポリタン税理士法人 税理士 北岡修一



株式会社 **リバスト**
資産活用部
東京都知事免許 (12) 第23632号

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-15-2 ダイヤパロービル6階 FAX.0422(21)0512

TEL. 0422-22-8111

(社) 首都圏不動産公正取引協議会加盟 (社) 東京都宅地建物取引業協会会員